ピクテ・ジャパン株式会社

「iTrustスマートシティ」 信託終了(繰上償還)(予定)のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「iTrustスマートシティ」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、2025年2月25日をもって信託を終了(繰上償還)させていただく予定としておりますのでお知らせいたします。

敬白

記

1. 繰上償還を実施する理由

受益権口数が投資信託約款に定められた口数(10億口)を下回っているため、投資信託約款の規定に基づき信託終了(繰上償還)を実施するものです。繰上償還の予定日は2025年2月25日です。

2. 繰上償還の手続きおよび日程

- ① 受益者および受益権口数の確定 2024年12月17日
- ② 書面による議決権の行使期限 2025年1月22日
- ③ 書面決議日 2025年1月23日
- ④ 信託終了(繰上償還)予定日2025年2月25日

本書面決議の議決権の行使は、2024年12月17日時点の受益者の皆様(2024年12月13日までに取得申込みが受付けられた方)を対象としております。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。この場合、2025年1月24日付で投資信託契約の解約に関する届出を行い、2025年2月25日に繰上償還を実施する予定です。

なお、上記の議決権数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、繰上償還は行いません。書面決議の結果はピクテ・ジャパン株式会社のホームページ(www.pictet.co.jp)または後記のお問い合わせ先にてご確認いただけます。

3. 書面決議の方法について

議決権の行使は、「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、委託者であるピクテ・ジャパン株式会社へご提出いただくことにより行われます。

「議決権行使書面」の委託者への提出は、ご郵送によりお願いいたします。<u>議決権の行使の期限</u> (2025年1月22日)までの委託者到着分を有効とします。

なお、受益者の方が「議決権行使書面」を委託者へ提出せず、議決権を行使しないときは、本書面 決議について賛成するものとみなされますので、**賛成いただける場合には特段のお手続きの必要はご ざいません**。

- 議決権行使書面のご郵送先 -

〒100-6921 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビル ピクテ・ジャパン株式会社 議決権行使書面受付窓口 宛

受益者の方が議案についての賛否の欄に記載がない議決権行使書面を委託者に提出した場合には書面決議について賛成するものとみなします。

受益者の方が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。

議決権行使書面に不備等がある場合には、そのご提出を無効とさせていただくことがあります。

議決権の行使をされた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社とピクテ・ジャパン株式会社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

お問い合わせ先・・・

ピクテ・ジャパン株式会社

お問い合わせ窓口 (電話) 03-3212-1805

(受付時間:委託者の営業日 午前9時から午後5時まで)

以上

【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際して委託者へご提出いただいた個人情報は、議決権行使受益権口数の管理を利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針にしたがって管理されます。

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

追加型証券投資信託「iTrustスマートシティ」は、投資信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続していることから、今後も純資産総額の減少傾向が続いた場合、当初想定していた運用を行うことが困難となることが予想されることから、弊社といたしましては、当該投資信託の信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって有利であるとの判断をいたしました。そのため、信託期間中ではありますが投資信託約款第40条第1項の規定にしたがい信託終了(繰上償還)するものです。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2025年2月25日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

本書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成が得られない場合には、本投資信託契約の解約は中止されます。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利となる事実

該当事項はありません。

5. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

1【財務諸表】

iTrustスマートシティ (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(単位・门)
	第2期	第3期
	[2023年 3月15日現在]	[2024年 3月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	988, 981	1, 161, 213
投資証券	116, 011, 043	116, 477, 382
流動資産合計	117, 000, 024	117, 638, 595
資産合計	117, 000, 024	117, 638, 595
負債の部		
流動負債		
未払解約金	54	162, 979
未払受託者報酬	11, 766	11, 444
未払委託者報酬	392, 162	381, 289
未払利息	2	3
その他未払費用	151, 848	146, 352
流動負債合計	555, 832	702, 067
負債合計	555, 832	702, 067
純資産の部		
元本等		
元本	133, 242, 170	100, 748, 794
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 16,797,978$	16, 187, 734
(分配準備積立金)	<u> </u>	16, 735, 963
元本等合計	116, 444, 192	116, 936, 528
純資産合計	116, 444, 192	116, 936, 528
負債純資産合計	117, 000, 024	117, 638, 595

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(単位:円)
	第2期	第3期
	自 2022年 3月16日	自 2023年 3月16日
	至 2023年 3月15日	至 2024年 3月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△1, 423,	496 35, 434, 336
営業収益合計	$\triangle 1, 423, \cdots$	496 35, 434, 336
営業費用		
支払利息	•	752 780
受託者報酬	24,	161 23, 576
委託者報酬	805,	452 785, 671
その他費用	673,	907 659, 184
営業費用合計	1, 504,	272 1, 469, 211
営業利益又は営業損失(△)	$\triangle 2,927,$	768 33, 965, 125
経常利益又は経常損失(△)	$\triangle 2,927,$	768 33, 965, 125
当期純利益又は当期純損失(△)	△2, 927,	768 33, 965, 125
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	239,	787 5, 665, 382
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△13, 851, 4	$\triangle 16, 797, 978$
剰余金増加額又は欠損金減少額	995,	504 4, 785, 087
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	995,	504 4, 785, 087
剰余金減少額又は欠損金増加額	774,	511 99, 118
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	774,	511 99, 118
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	\triangle 16, 797,	978 16, 187, 734

6. 上記5. の財産状況開示資料等の作成後に生じた投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象 該当事項はありません。